

太陽光発電施設の設置に関する 景観ガイドライン

平成 29 年 4 月
(令和 2 年 12 月変更)

和歌山県 県土整備部
都市住宅局 都市政策課

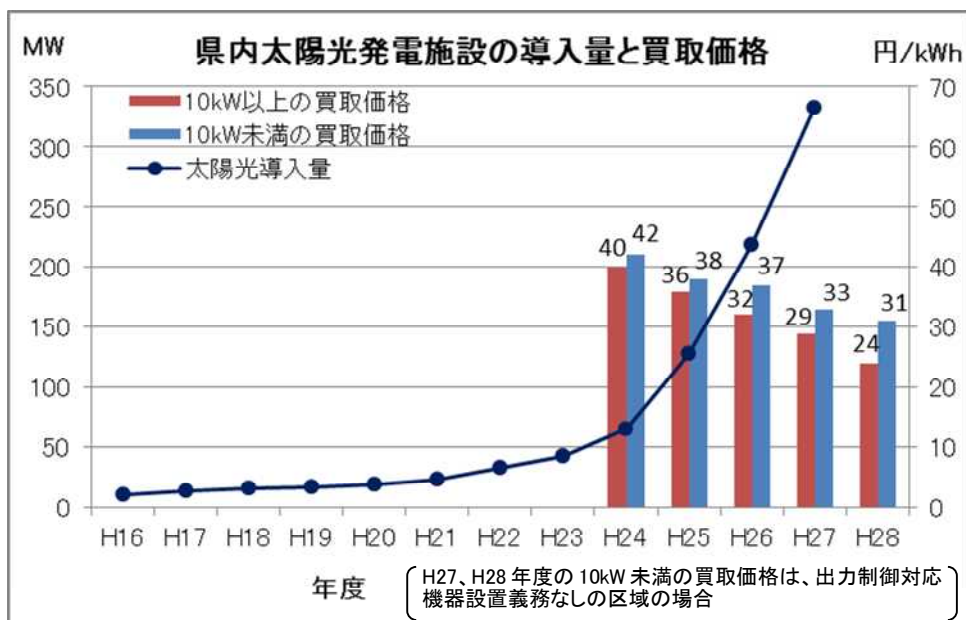
■ガイドライン策定の目的

再生可能エネルギーの導入については、平成24年7月の固定価格買取制度開始以降、太陽光発電を中心に導入が進んでおり、年間の日照量が全国平均より多い本県においても、太陽光発電の導入量が上昇し続けている。また、固定価格買取制度の買取価格の引き下げ等に伴い、発電出力が1,000kWを超えるいわゆるメガソーラーの設置割合が増加している。

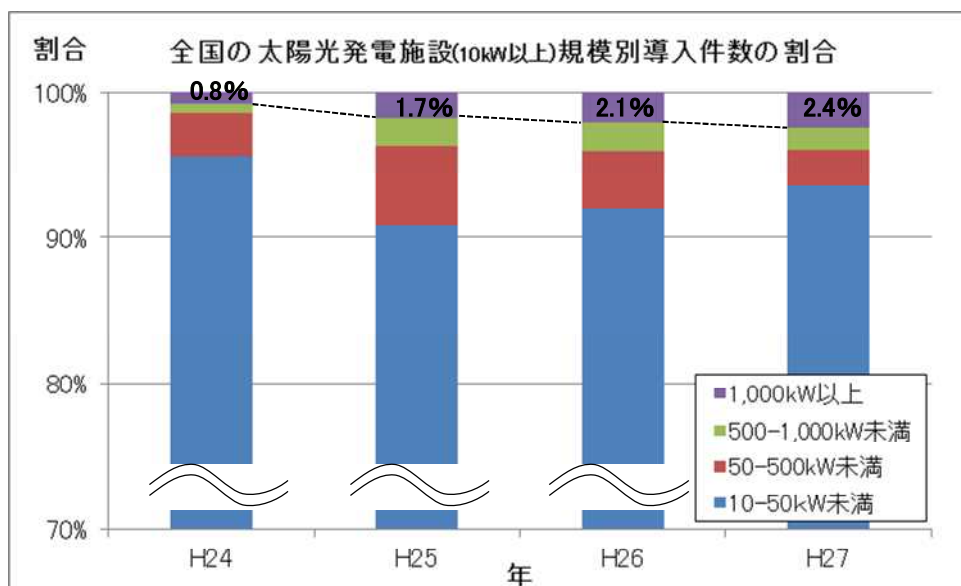
太陽光発電施設は、従来の建築物や工作物とは形態意匠等が異なり、異質な存在であり、太陽光の大規模化に伴い、周辺景観への影響が懸念されるところです。

また、景観計画の景観形成基準については、定性的であることから、事業者と理解や認識を共有しづらく、運用が困難な部分があります。

そこで、景観形成基準について太陽光発電施設の設置に関する景観ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を策定することにより、事業者が景観に配慮した事業計画の策定を容易とし、当該施設等の景観に与える影響を最小限に抑え、ひいては和歌山県の景観保全に寄与するものと考えています。



出典) 和歌山県環境白書 平成28年版より



出典) 経済産業省 資源エネルギー庁 HP より

■適用対象の範囲

本ガイドラインが対象とする太陽光発電施設とは、土地（水面を含む。）に自立して設置するもの及び建築物や工作物等の屋上・屋根等に設置するものに適用する。

■景観法に基づく届出制度

和歌山県では、景観計画区域（景観行政団体である和歌山市、田辺市、高野町及び有田川町の区域を除く和歌山県全域）において、景観上影響の大きい大規模な建築物・工作物等に対して、景観法に基づき景観形成基準を設定し、届出制度の運用により良好な景観の形成へ誘導を図っています。

県の景観計画においては、太陽光発電施設については工作物として取り扱い、景観計画区域（特定景観形成地域を除く）において、高さ 13mを超える場合又は 1,000㎡を超える（太陽光発電施設においては、高さは見付け高さを、築造面積は太陽光パネル、付属設備（パワーコンディショナ、キュービクル、送電施設等）及びパネル間隔を含めた外郭の水平投影面積とする。）場合には、景観法に基づく届出対象となり、景観形成基準に適合することが求められます。

世界遺産周辺等の良好な景観の形成を推進する上で、特に重要であると認める地域である「特定景観形成地域」については、届出対象が上記と異なります（P3の表を参照）。

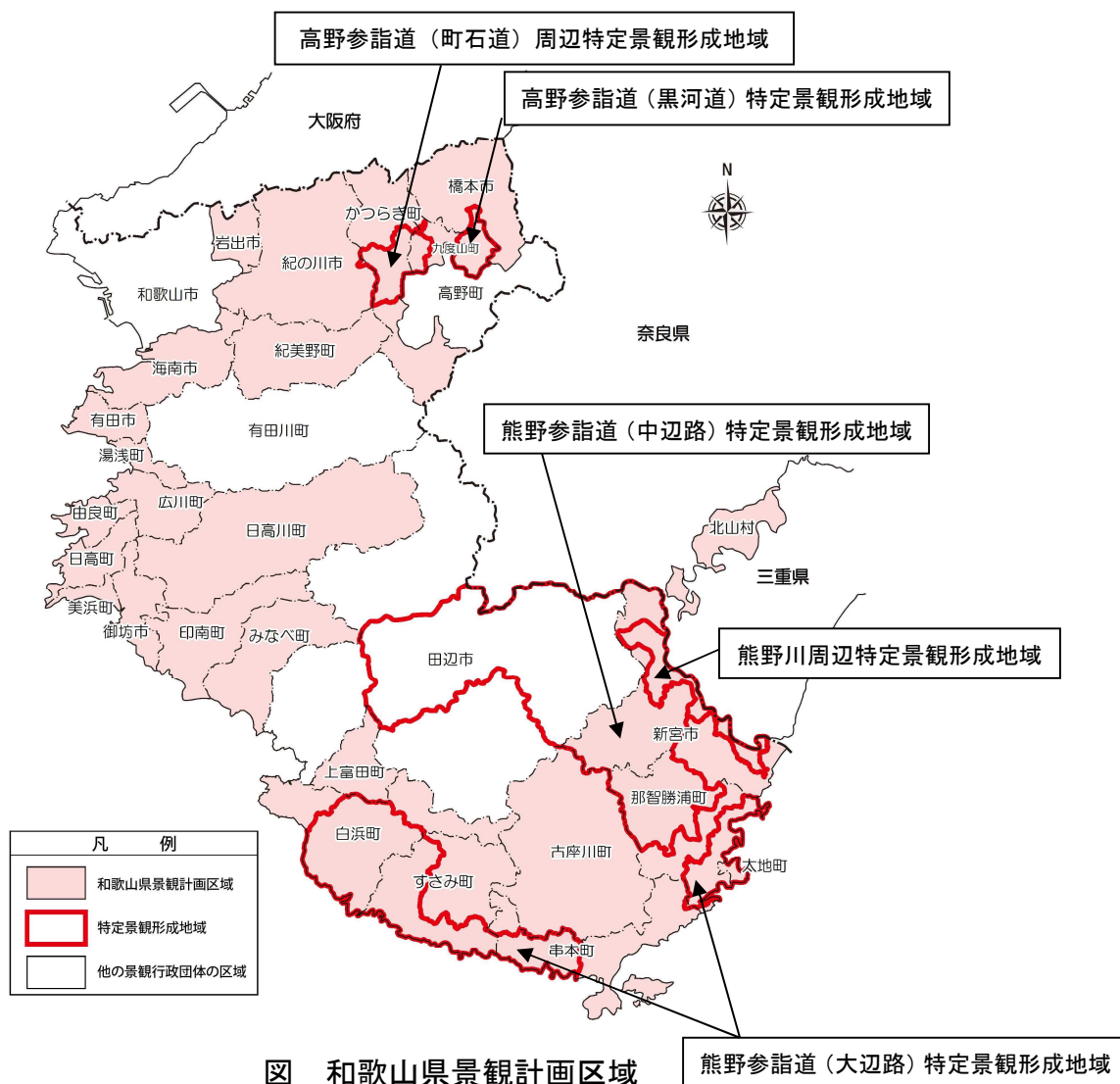
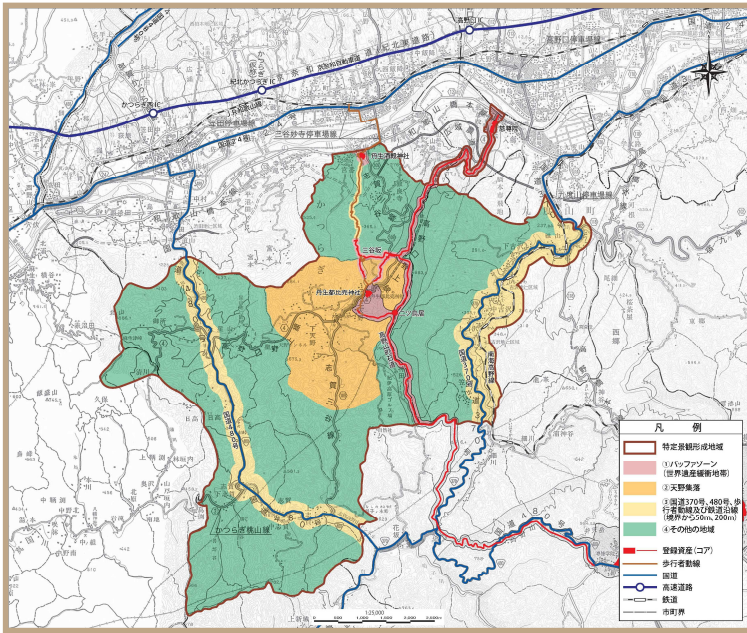
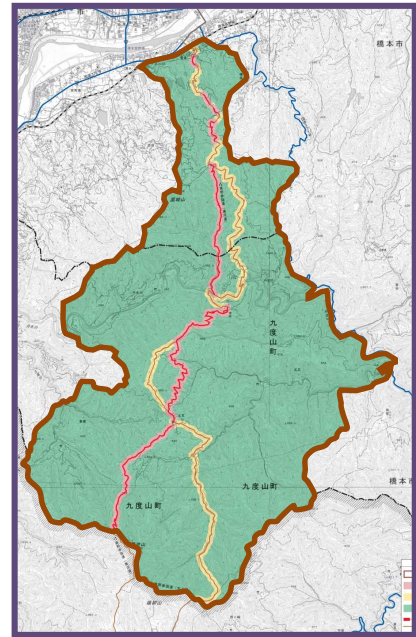


表 景観計画区域内における太陽光発電施設の届出対象行為

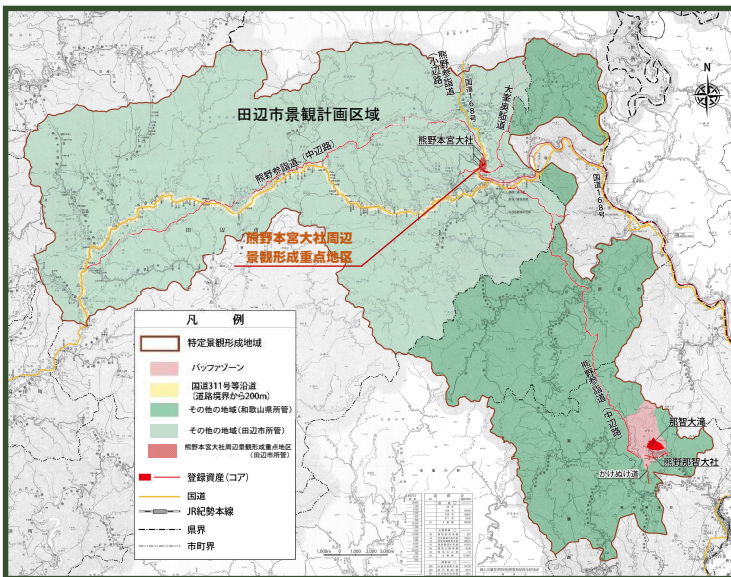
区分等		届出対象行為	
景観計画区域（特定景観形成地域を除く）		高さ 13m 超または築造面積 1,000m ² 超	
特定景観形成地域	熊野参詣道(中辺路)	バッファゾーン	全ての行為
		国道 168 号沿道 (道路境界から 200m)	全ての行為
		上記以外	高さ 13m 超または築造面積 1,000m ² 超
	高野参詣道(町石道)	バッファゾーン	全ての行為
		天野集落	高さ 10m 超または築造面積 500m ² 超
		国道 370 号、480 号沿道 、鉄道沿線及び歩行者動 線沿道(境界から 50m、 200m)	高さ 10m 超または築造面積 500m ² 超
		上記以外	高さ 13m 超または築造面積 1,000m ² 超
	熊野参詣道(大辺路)	バッファゾーン	全ての行為
		世界遺産を結ぶ歩行者 動線沿道(境界から 50m, 200m)	高さ 10m 超または築造面積 500m ² 超
		上記以外	高さ 13m 超または築造面積 1,000m ² 超
	熊野川周辺	バッファゾーン	全ての行為
		国道 168 号沿道 (道路境界から 200m)	全ての行為
		上記以外	高さ 13m 超または築造面積 1,000m ² 超
	高野参詣道(黒河道)	バッファゾーン	全ての行為
		歩行者動線沿道(境界か ら 50m)	高さ 10m 超または築造面積 500m ² 超
上記以外		高さ 13m 超または築造面積 1,000m ² 超	



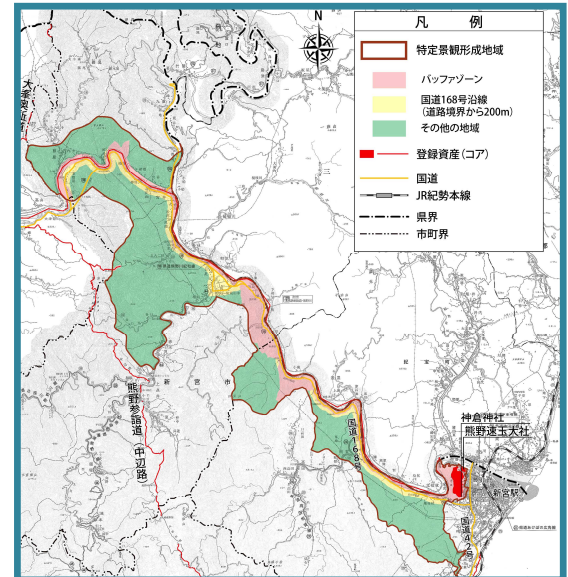
高野参詣道(町石道)周辺特定景観形成地域



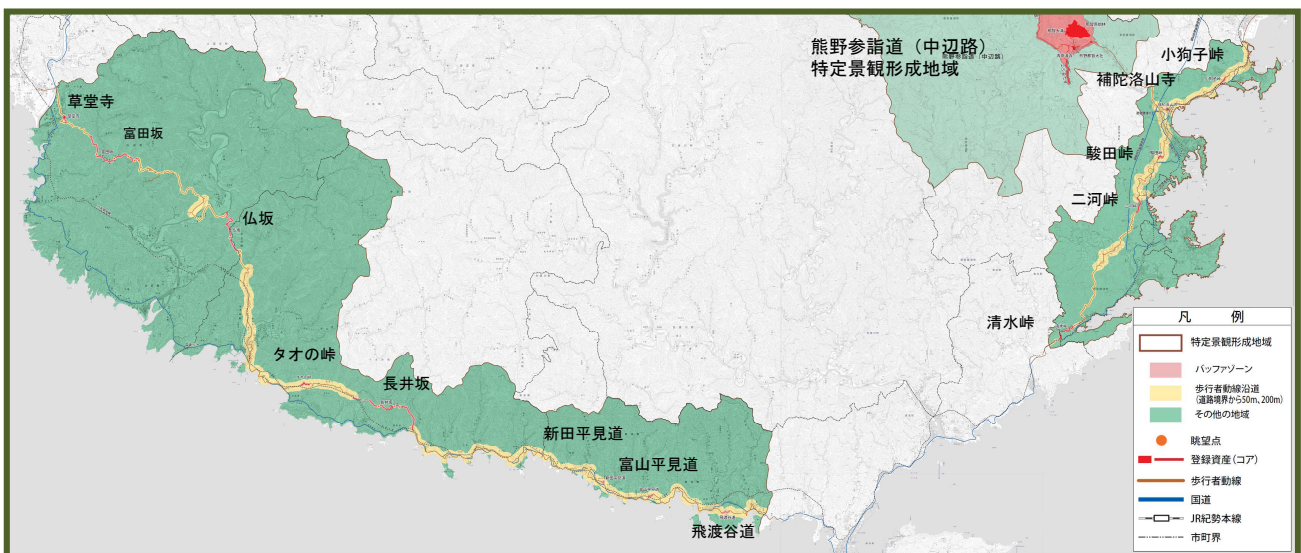
高野参詣道(黒河道)特定景観形成地域



熊野参詣道(中辺路)特定景観形成地域



熊野川周辺特定景観形成地域



熊野参詣道(大辺路)特定景観形成地域

■景観形成基準（和歌山県景観計画より抜粋）

太陽光発電施設を設置する場合、和歌山県景観計画に基づき下記の景観形成基準に適合すること。※特定景観形成地域については、別途定めがあります。

地区	項目	基準
景観計画 区域	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・行為地及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を読み取り、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成に配慮すること。 ・周辺に和歌山県景観資源、景観重要建造物、景観重要樹木がある場合にはそれらとの調和に配慮すること。 ・行為に関連する各種法令を遵守するとともに、県及び市町村が実施する関連施策との整合に配慮すること。
	工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 ・行為地内やその周辺はできる限り多くの部分を緑化すること。

■配慮事項

太陽光発電施設を設置する場合、周辺景観との調和に配慮し、次のとおりとすること。ただし、設置場所の周辺状況から特別な配慮が必要な場合は、この限りでない。

また、設置箇所周辺が工場等の土地利用であり、太陽光発電施設の設置に対して、周辺景観との調和に配慮が不要と認める場合は、下表の内、下線を引いた項目については対象外とすることができる。

項目	基準	
太陽光 パネル	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・交通量の多い道路等から容易に望見できる場合は、地形等に応じ、太陽光パネルの向きや傾斜を揃え、統一感のある配置を行うこと。 ・文化財等^(※)との近接を避ける、もしくは、樹木等による緩衝帯を設ける。
	形態 意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光パネルの材質は、低反射性のものを使用する。 ・太陽光パネルの模様が目立たないものを使用する。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光パネルの色彩は、周辺の景観と調和した色彩とし、黒色、濃紺色とし、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用する。 ・交通量の多い道路等から容易に望見できる斜面等に設置する場合は、太陽光パネルのフレームの色彩についても、パネル部分と同色か黒色又は濃紺色とし、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用する。
附属 設備	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電施設の附属設備（パワーコンディショナ、キュービクル等）は、周辺景観と調和した色彩とし、低彩度で統一する。
緑化、目隠し		<ul style="list-style-type: none"> ・樹木の伐採は、必要最小限とする。 ・交通量の多い道路から見える場所や隣接して民家等集落がある場合は、太陽光発電施設が目隠しとなるよう、境界付近に植栽もしくは塀等を設置する。
維持管理		<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電施設及び敷地内は、定期的に保守点検を行うなど適切に維持管理し、時間的経過に伴う景観悪化を防ぐ等維持管理に努める。

※）文化財等とは、文化財保護法第 27 条第 1 項に規定する重要文化財、同法第 109 条第 1 項に規定す

る史跡及び名勝、同法第 134 条第 1 項に規定する文化的景観または同法第 144 条第 1 項に規定する重要伝統的建造物群保存地区とする。

■特定景観形成地域における追加配慮事項

特定景観形成地域では、上記配慮事項に加えて下記事項についても配慮する。

項目		基準
太陽光 パネル	配置等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な眺望点から容易に望見できる場所や世界遺産または幹線道路から容易に望見できる山の斜面に設置する場合は、 <ol style="list-style-type: none"> 1) 太陽光パネルのフレームの色彩は、パネル部分と同色か黒色又は濃紺色とし、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用する。また架台等の構造体は焦茶色とする。 2) 太陽光パネル単一による圧迫感や人工物の存在感を軽減させるため、施設の規模や地形等に応じ、太陽光パネルの分散配置やパネル周辺に樹木を配置する。
緑化、目隠し		<ul style="list-style-type: none"> ・ 世界遺産から 200m 以内に設置する場合は、世界遺産から太陽光発電施設が容易に望見できないための植栽帯等を設置すること。

■提出書類

景観法の届出に必要な書類に加えて、次の資料を提出すること。

- 1) 太陽光発電施設の築造面積の算出根拠資料
図面等に記載していただいても結構です。
- 2) 太陽光パネルの仕様等が分かる資料（カタログ等）
外観、寸法、太陽光パネルの色彩（低反射性の確認）が分かる資料
- 3) フレームや架台、付属設備の色彩が分かる資料
図面等に記載していただいても結構です。
- 4) 完成予想図（パース図、フォトモンタージュ）
最終的な仕上がりイメージを共有し、景観への影響や配慮について評価を行うため、完成予想図（パース図、フォトモンタージュ）等を作成

■その他留意事項

本ガイドラインを活用して太陽光発電施設を設置する事業者の方は、景観法に基づく届出を行う前に、できるだけ早い段階で、事前相談に着手するよう努めて下さい。

参考資料

■用語集

本ガイドラインで使用している用語は以下とします。

1) 太陽光発電施設

太陽光を電気に変換するために必要な施設であり、太陽光パネル、パワーコンディショナ、キュービクル及びこれに付属する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置又は系統連系設備のことをいう。

2) 太陽光パネル

複数の太陽電池セルを所定の出力が得られるように電氣的に接続したものを、長期間の使用に耐えられるようガラスや樹脂を用いて封止し、機械的強度を確保するとともに、固定設置するための枠等を取り付けたもの。

建材用として使用されている屋根材や外壁材の機能を兼ねているもの、フィルム状になっているものも含む。

3) パワーコンディショナ

太陽電池からの直流電力を一般の電気器具で使用可能な交流電力に変換するとともに、商用系統との連携運転や自動運転に必要な各種保護・抑制機能を備えたもの。

4) キュービクル

太陽光から変換された低圧の電気を、送電のために 6,600 ボルト等の高圧に変圧する設備のこと。設備容量が 50kW 以上の太陽光発電施設の場合、電気事業法により高圧又は特別高圧連系する必要があるため変圧（昇圧）が必要となる。

5) 架台

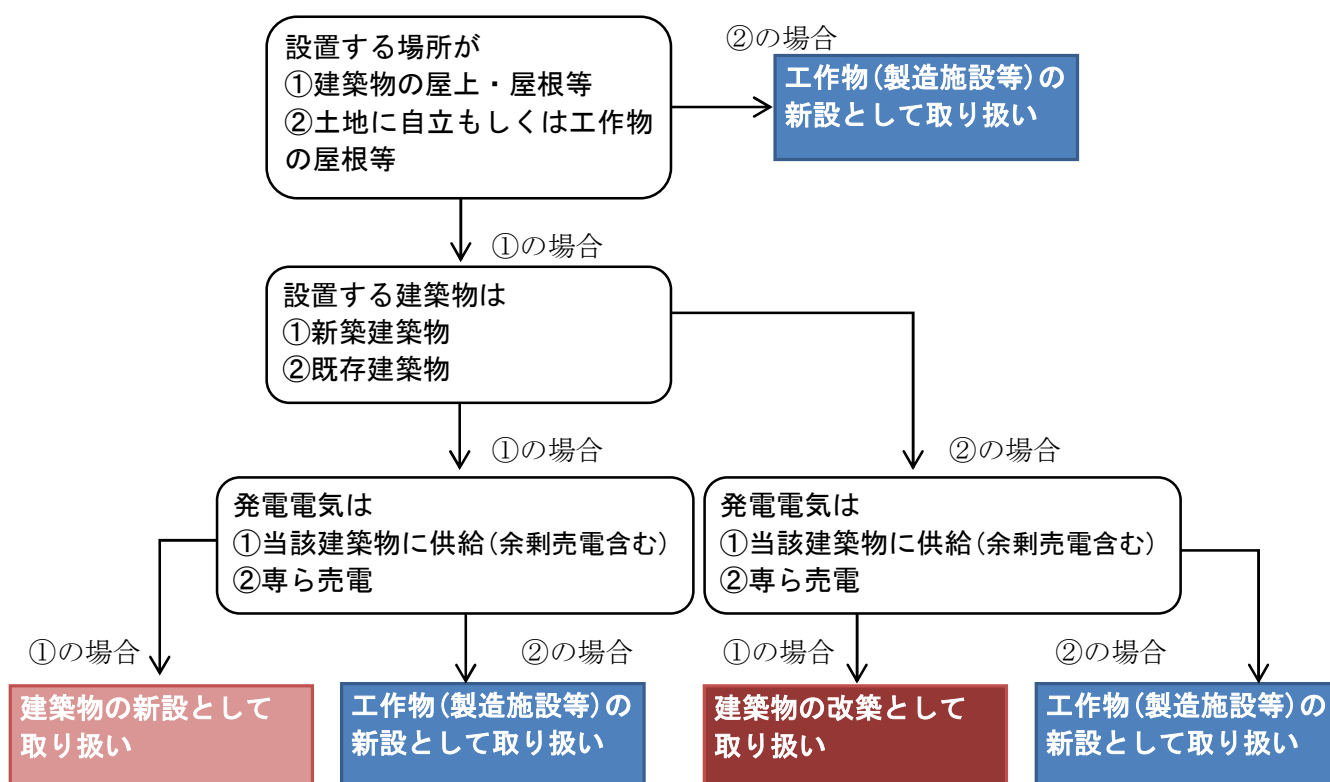
太陽光パネルを屋根や地面に固定するために用いる構造体。

■建築物の屋上・屋根等に設置する場合の取扱いについて

建築物の屋上・屋根等に設置し、当該建築物に電気を供給するために設置する太陽光発電施設は、建築基準法第2条第3号に規定する建築設備に該当し同法第2条第1号の建築物に含まれることから、一定規模を超える建築物において太陽光発電施設を新築・改築等を行う場合は、景観法に基づく届出を行う必要があります。

また、建築物の屋上・屋根等に設置し、専ら売電に供する太陽光発電施設は、工作物に当てはまり、一定規模を超える工作物において太陽光発電施設を新設・改築等を行う場合は、景観法に基づく届出を行う必要があります。

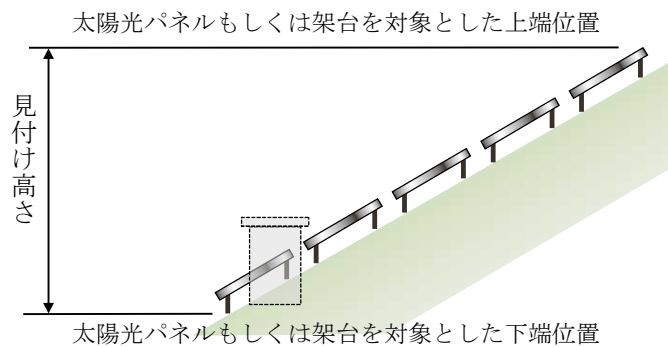
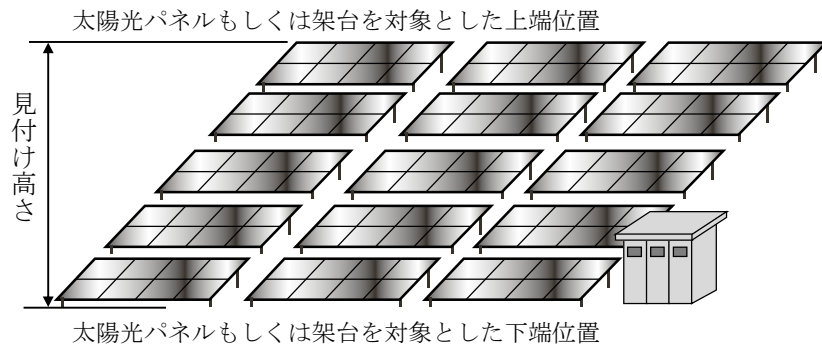
図 景観法に基づく届出制度における太陽光発電施設の取扱いフロー



■太陽光発電施設の高さ及び築造面積の取り方

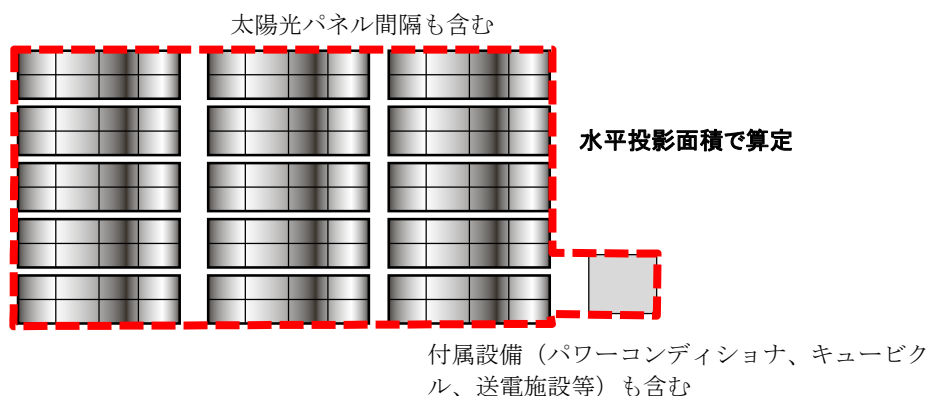
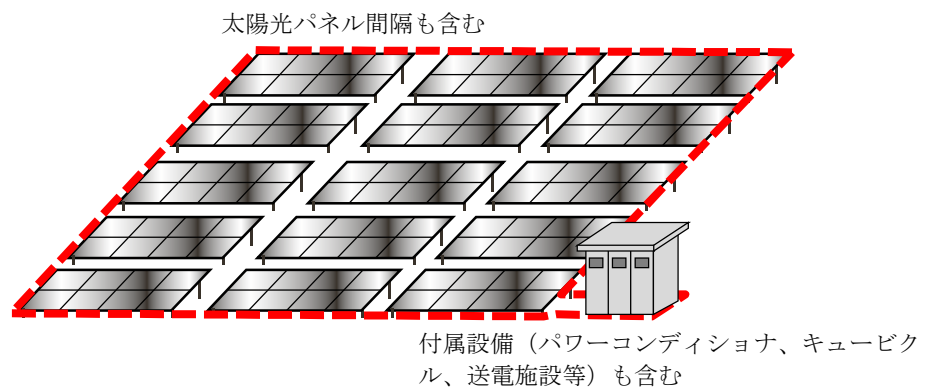
① 太陽光発電施設における高さ

太陽光パネルもしくは架台を対象とした上端と下端との見付け高さを工作物の高さとする。



② 太陽光発電施設における築造面積

太陽光パネル、付属施設（パワーコンディショナ、キュービクル、送電施設等）及びパネル間隔を含めた外郭の水平投影面積を工作物の築造面積とする。



<経緯>

当初 平成 29 年 4 月 7 日施行

一部変更 平成 30 年 9 月 1 日施行
※ 熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域の拡大について反映

一部変更 令和元年 9 月 1 日施行
※ 高野山町石道周辺特定景観形成地域の拡大及び名称を高野参詣道（町石道）周辺特定景観形成地域に変更について反映

一部変更 令和 2 年 12 月 15 日施行
※ 高野参詣道（黒河道）特定景観形成地域の追加について反映

■問い合わせ先

○ 和歌山県 県土整備部 都市住宅局 都市政策課 景観・公園班

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

TEL : 073-441-3228 FAX : 073-441-3232

メール : keikan@pref.wakayama.lg.jp

または、各振興局建設部へ

※景観計画、届出の詳しい内容については、下記ホームページで確認できます。

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/keikan/keikan_toppage.html

※ 和歌山市、田辺市、高野町、有田川町においては、それぞれの市町で届出制度を実施しています。

下記までお問い合わせください。

和歌山市 まちなみ景観課
TEL : 073-435-1082

田辺市 都市計画課
TEL : 0739-26-9937

高野町 建設課
TEL : 0736-56-2934

有田川町 建設課
TEL : 0737-52-2111